

安芸高田市個別避難計画作成業務
事務マニュアル
【福祉専門職用】

2025 年 8 月

安芸高田市

【目 次】

第1章 個別避難計画について

- 1 はじめに
- 2 個別避難計画とは
 - (1) 基本用語の説明
 - (2) 個別避難計画の作成対象者
 - (3) 個人情報の取扱い

第2章 個別避難計画の作成支援について

- 1 作成支援の主な流れ
- 2 事前準備
- 3 福祉専門職による個別避難計画の作成
 - (1) 個別避難計画作成の趣旨説明
 - (2) 災害リスクの確認
 - (3) 指定緊急避難場所一覧
 - (4) 個別避難計画の作成

第3章 作成支援後の手続き等について

- 1 個別避難計画・請求書の提出について
 - (1) 個別避難計画の提出
 - (2) 請求書の提出
 - (3) 内容の確認
- 2 委託料の支払いについて

第4章 よくあるご質問

第1章 個別避難計画について

1 はじめに

近年、豪雨による洪水や土砂災害等の気象災害が頻発化・激甚化しており、多くの高齢者や障害者が被害に遭われています。

この状況を踏まえ、自力で避難することが困難で、迅速な避難を行うため特に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対する避難支援体制の構築が必要とされています。

令和3年5月には災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

本市としても、災害時の実効性のある避難につなげていただけるよう個別避難計画の作成を進めていきたいと考えております。

そのためには、避難行動要支援者の状況等をよく把握しており、信頼関係を築かれている介護支援専門員や相談支援専門員の皆様のご協力が必要です。

福祉専門職の皆様には、日々の業務でご多忙であると存じますが、本事業の趣旨をご理解いただき、有事への備えとして個別避難計画の作成についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

2 個別避難計画とは

災害時に自力で避難することが難しい方（高齢者、障害のある方など）に対して、「誰が」「どこへ」「どのように」避難するかをまとめた個別の避難計画を作成するものです。本市では、「防災カルテ」といいます。

（1）基本用語の説明

避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが難しい方のことです。

本市では、下記のいずれかの要件に該当する方を避難行動要支援者と しています。

- 身体障害者手帳 1、2、3 級所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級所持者
- 療育手帳 ①、A、② 所持者
- 介護保険における要介護 3、4、5
- その他（自力では避難できない方）

避難支援等関係者

民生委員、自主防災組織、福祉専門職、消防機関、警察等の避難支援に携わる方々

のことです。

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿のことです。

名簿に掲載される情報は、氏名・生年月日・性別・住所・連絡先等です。

これらの情報を避難支援等関係者に提供することに同意された方については、民生委員・自主防災組織に提供します。（警察署・消防署へは、同意の有無に関わらず、避難行動要支援者全員の情報を提供しています。）

（２）個別避難計画の作成対象者

作成対象者は、避難行動要支援者のうち、次の２点に同意された方です。

①避難支援等関係者への名簿情報の提供

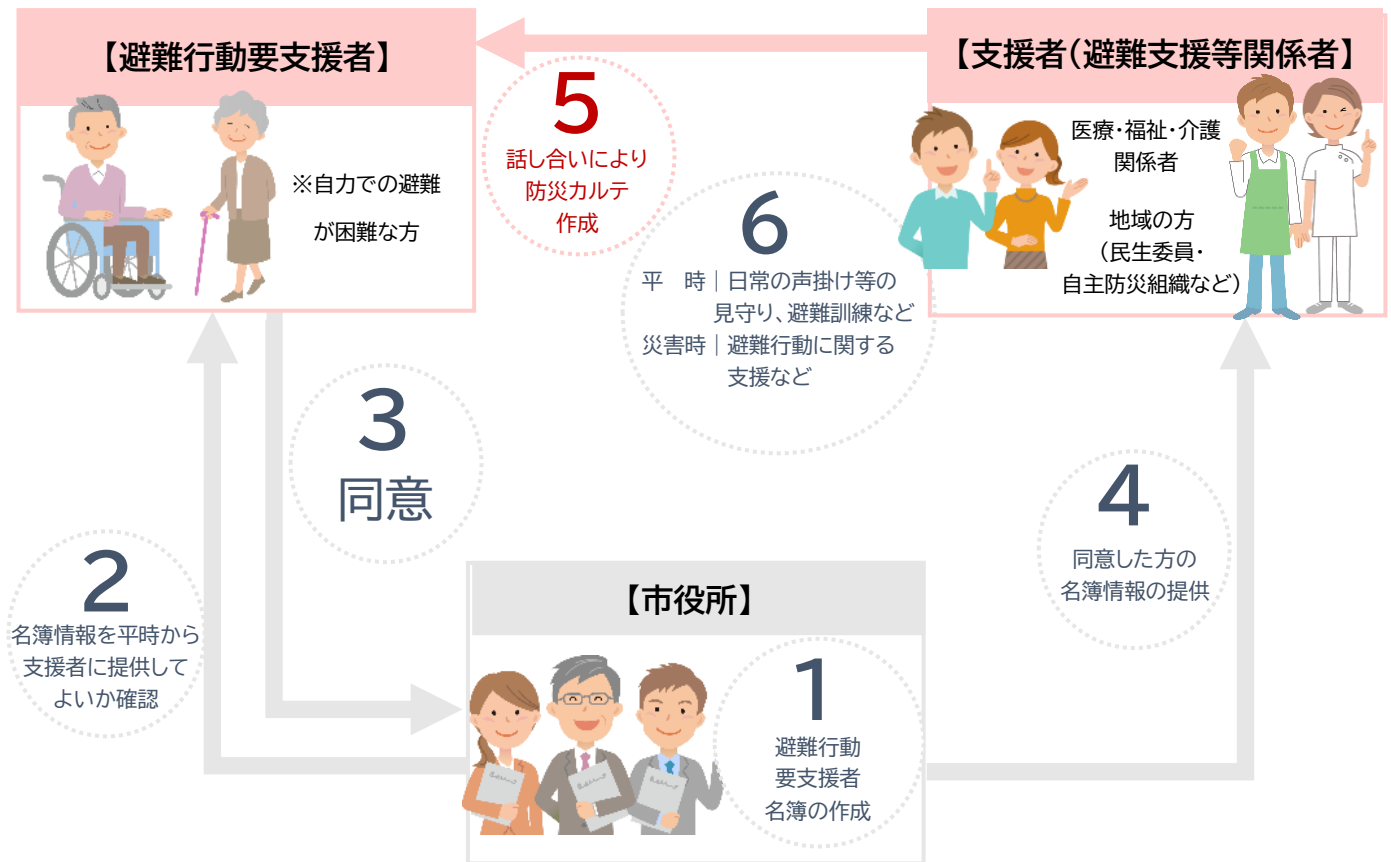
②個別避難計画の作成・提供

なお、同意の確認は、危機管理課から避難行動要支援者に対して通知を送付しています。

（３）個人情報の取扱い

名簿及び個別避難計画の情報提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があります。個人情報は避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用してはいけません。また、正当な理由がなく、個人情報並びに支援するうえで知り得た秘密を漏らしてはならず、支援をする役割を離れた後も同様とします。

避難行動要支援者制度の流れ



第2章 個別避難計画の作成支援について

1 作成支援の主な流れ

作成支援の主な流れは下記のとおりです。



事前準備

市から作成対象者の一覧を受け取る。

市公式ホームページから、計画様式等をダウンロードする。

福祉専門職による個別避難計画の作成

作成対象者の居宅を訪問する。

作成対象者本人または家族と面談のうえ、作成する。

個別避難計画・請求書の提出

作成した計画、請求書等を市へ提出する。

委託料の支払い

提出された計画の内容を確認し、支払いを行う。

市から修正するよう指示の連絡があった場合、再提出する。

2 事前準備

必要な書類

- ①作成対象者の一覧
- ②個別避難計画様式
- ③制度説明のパンフレット
- ④実施報告書
- ⑤請求書

※法人契約で、事業所が請求・受領を行う場合は、委任状の提出が必要です。

委任状の提出は、初回の請求時のみで構いません。

①は、市から事業所へ提供します。

②～⑤は、市 HP からダウンロードしてください。

市 HP URL : <https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/anzen/n781/>

QR



3 福祉専門職による個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の趣旨説明

作成対象者からは、名簿情報の提供及び個別避難計画の作成・提供について、既に同意を得ていますが、改めて本人・家族に対して下記の項目について説明してください。説明の際には、パンフレットをご活用ください。

- ①個別避難計画の作成は、安芸高田市から委託された業務であること。
- ②個別避難計画とは、災害時の避難に備えて、「どこに、どうやって避難するか」「誰が避難を支援するか」「どのような配慮が必要か」などを予め決めておく計画のこと。
- ③計画の作成を通して、自身の避難行動や災害リスクなどについて確認し、支援を受けるためだけではなく、自分自身ができる備え（自助）の一環として、自分にとって必要な情報や行動を整理しておくことを目的としていること。
- ④この計画は、平常時から避難支援等関係者と共有し、普段の見守りや災害時の避難支援などに活用される。ただし、避難支援等関係者自身やその家族等の安全が前提のため、計画の作成によって、災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではないこと。また、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないこと。

(2) 災害リスクの確認

個別避難計画の作成に当たり、作成対象者・家族などと一緒に、居住する地域の災害リスクを確認してください。

災害リスクの確認方法は、下記のいずれかです。

①冊子版ハザードマップ

②WEB 版ハザードマップ（市 HP）

URL https://www.akitakata.jp/hazardmap/flow_01.html

QR



(3) 指定緊急避難場所一覧

NO.	指定緊急避難場所	住所
1	クリスタルアージュ	吉田町吉田761
2	吉田生活改善センター	吉田町多治比613-1
3	丹比西コミュニティ集会所	吉田町多治比1691-1
4	吉田運動公園	吉田町相合555-1
5	道の駅「三矢の里あきたかた」	吉田町山手1059-1
6	愛郷小学校	吉田町山手1165-3
7	可愛振興センター	吉田町山手1392-2
8	旧郷野小学校体育館	吉田町桂234
9	郷野地区コミュニティ集会所	吉田町桂279-3
10	八千代B & G海洋センター	八千代町佐々井1329
11	八千代文化施設フォルテ	八千代町佐々井1391
12	八千代基幹集落センター	八千代町下根2570-4
13	横田地域活動拠点施設	美土里町横田1936-1
14	美土里生涯学習センターまなび	美土里町本郷4535-2
15	本郷地域活動拠点施設	美土里町本郷2830-1
16	中北会館	美土里町北773-1
17	生田集会所	美土里町生田1841-1
18	桑田の庄	美土里町桑田760-1
19	旧川根小学校	高宮町川根1920
20	高宮B & G海洋センター	高宮町佐々部38-7
21	高宮小学校	高宮町佐々部915-1
22	高宮ハーモニー広場	高宮町佐々部983-2
23	船木ゆめ広場	高宮町船木2334
24	房後ふれあいセンター	高宮町房後257
25	羽佐竹コミュニティホーム	高宮町羽佐竹646-1
26	来女木公民館	高宮町来女木1796
27	来原コミュニティセンター	高宮町原田2767-1
28	旧来原小学校体育館	高宮町原田3375
29	高宮田園パラッツォ	高宮町佐々部957
30	小原中央集会所	甲田町下小原3472-7
31	甲田中学校	甲田町高田原1250
32	甲田文化センターミューズ	甲田町高田原1446-3
33	甲田人権福祉センター	甲田町高田原1458
34	向原生涯学習センターみらい	向原町坂333
35	向原坂地区生活改善センター	向原町坂1984-7
36	向原戸島地区生活改善センター	向原町戸島1016-1
37	向原運動広場	向原町長田4680
38	上長田地区多目的集会所	向原町長田4733
39	向原保垣地区生活改善センター	向原町保垣942-3

（４）個別避難計画の作成

対象者または家族から必要事項について聴取し、計画様式へ記入してください。

項目	記入要領
1. 本人情報	
行政区	名簿のとおり記入する。
氏名（フリガナ）	名簿のとおり記入する。
性別	名簿のとおり記入する。
生年月日	名簿のとおり記入する。
自宅番号	要支援者又は家族に確認して記入する。（いずれかのみで可）
携帯番号	
住所	普段お住いの住所を記入する。
対象区分	最新の情報を記入する。
緊急連絡先①②	要支援者本人と連絡が取れない場合に、代わりに連絡を取る人を記入する。
同居家族の有無	「同居家族あり」の場合、本人を含めた人数を記入する。
ハザード情報	要支援者の住まいが「土砂災害（特別）警戒区域」、「浸水想定区域」に該当するか要支援者本人と確認して、該当のものに○をする。 確認方法は、「（２）災害リスクの確認」のとおり。
避難先	確認したハザード情報をもとに、避難先を記入する。 〈 <u>区域内</u> の場合〉 避難先は「自宅」以外が好ましいが、移動が難しい場合は「自宅」でも構わない。 〈 <u>区域外</u> の場合〉 避難先は「自宅」でも構わない。 「土砂災害（特別）警戒区域」、「浸水想定区域」両方に該当し、避難先が異なる場合は、それぞれハザード情報の番号を記入する。 例） ☒ 親戚・知人宅（場所：〇〇宅③） ☒ 避難場所等（施設名：クリスタルアージュ②）
2. 避難情報	
避難手段	避難先までの手段を選択する。（複数選択可）
避難開始タイミング	どの避難情報が発令されたら避難を開始するかを決める。

	〈避難先が「自宅」の場合〉 「自宅待機」でも構わない。 〈避難先が「自宅」以外の場合〉 「警戒レベル1～4」の中から選択する。
配慮すべきこと	該当するものを選択する。(複数選択可)
かかりつけ医療機関	かかりつけの医療機関とその連絡先を記入する。
特別な医療行為	該当するものを選択する。(複数選択可)
支援者①②	災害時に要支援者を支援する人を記入する。 支援内容は、連れ出しだけでなく、声かけ等も含まれる。 支援者は対象者の状況をよく理解している方を想定しており、家族や福祉専門職、緊急連絡先と同じ方でも構わない。 支援者には、原則、要支援者本人またはご家族が同意を得る必要がある。
3. 居住情報	
普段いる場所に★を記入する。間取り図は、簡易的で構わない。	
4. 特記事項	
支援者や避難先等で把握しておいてほしいことがあれば記入する。(特にない場合は、特になしと記入) 例) いつも飲んでいる薬、家から出る時に必ず必要な物 等	

表面の「要支援者本人」「作成者」の署名、「作成日」を忘れずに記入してください。

※要支援者本人の署名が難しい場合、家族の代理署名でも可能です。

記入例（表面）

安芸高田市 わたしの防災カルテ

面談のうえ、以下のとおり計画を作成しました。（署名）

要支援者： 安芸高田 花子

作成者： △△事業所 ○○ ○○

作成日：○○○○年 ○ 月 ○ 日

Ⅰ. 本人情報

行政区	○○○	性別	男 ・ 女	
フリガナ	アキタカタ ハナコ	生年月日	大・昭・平・令○○年○月○日（満○歳）	
氏 名	安芸高田 花子	自宅番号	○○○○-○○-○○○○	
		携帯番号	○○○-○○○○-○○○	
住 所	〒 ○○○ - ○○○○ 安芸高田市 吉田町吉田○○-○○			
対象区分	☐ 身障手帳 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ級（障害内容： ） ☐ 精神手帳 Ⅰ・Ⅱ級 ☐ 療育手帳 ① ・ A ・ ② ☒ 要介護 ③ ④ ・ ⑤ ☐ その他自力で避難できない方（ ）			
緊急 連絡先 ①	フリガナ	アキタカタ タロウ	自宅電話	○○○○-○○-○○○○
	氏名	安芸高田 太郎	携帯電話	○○○-○○○○-○○○
	住所	安芸高田市吉田町吉田○○-○○	関係	☒ 家族 ☐ その他
緊急 連絡先 ②	フリガナ	アキタカタ ジロウ	自宅電話	○○○○-○○-○○○○
	氏名	安芸高田 次郎	携帯電話	○○○-○○○○-○○○
	住所	広島市中区○○-○○	関係	☐ 家族 ☒ その他
同居家族の有無	☒ 同居家族なし（1人暮らし） ☐ 同居家族あり（ 人暮らし（本人含む））			
ハザード情報	①土砂災害特別警戒区域 ②土砂災害警戒区域 ③浸水想定区域 ④区域外			
避難先	☐ 自宅（部屋： ） ☒ 親戚・知人宅（場所： 子（安芸高田 太郎）の家 ） ☐ 避難場所等（施設名： ） ☐ その他（ ）			

記入例（裏面）

2. 避難情報

避難手段	☐ 徒歩 ☐ （介護）タクシー ☐ 公共交通機関 ☒ 家族等の車 ☐ その他（ ）			
避難開始タイミング	☐ 自宅待機		☐ 警戒レベル1 早期警戒情報	
	☒ 警戒レベル3 高齢者等避難		☐ 警戒レベル2 注意報	
配慮すべきこと	☐ 車いすが必要		☐ 見えない（見えにくい）	
	☒ 聞こえない（聞こえにくい）		☐ 言葉の理解が難しい	
	☐ 危険なことを判断できない		☐ その他（ ）	
かかりつけ医療機関	〇〇病院 連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
特別な医療行為	☒ なし		☐ 人工透析	
	☐ 経管・経鼻栄養		☐ 在宅酸素・人工呼吸器	
支援者①	フリガナ	アキタカタ タロウ	自宅電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	氏名	安芸高田 太郎	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
	住所	安芸高田市吉田町吉田〇〇-〇〇		
	役割	☐ 声かけ ☐ 電話 ☐ 訪問 ☒ 連れ出し ☐ その他（ ）		
支援者②	フリガナ	△△ジギョウショ	自宅電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	氏名	△△事業所	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
	住所	安芸高田市吉田町吉田〇〇-〇〇		
	役割	☐ 声かけ ☒ 電話 ☐ 訪問 ☐ 連れ出し ☐ その他（ ）		

※計画は支援者にも共有します

3. 居住情報（自宅の間取り図）

普段いる場所に★を記入

1 階

4. 特記事項（把握しておいてほしい事項）

耳元で大きな声でゆっくりと話してほしい。

第3章 作成支援後の手続き等について

1 個別避難計画・請求書の提出について

(1) 個別避難計画の提出

各種書類の複写と保管を行ってください。

①作成した個別避難計画 複写 2部（対象者及び作成者保管用）

②実施報告書 複写 2部（請求書添付用、作成者保管用）

作成した個別避難計画（原本）を、市社会福祉課または保健医療課へ提出してください。

(2) 請求書の提出

作成した個別避難計画（原本）と併せて、

①実施報告書

②請求書

の原本を提出してください。

※法人契約で、事業所が請求・受領を行う場合は、委任状の提出が必要です。

委任状の提出は、初回の請求時のみで構いません。

提出期限：第1締切 2025年12月26日（金）

第2締切 2026年 2月27日（金）

(3) 内容の確認

提出いただいた個別避難計画について、市危機管理課で内容を確認いたします。修正が必要な場合には、電話でその旨をお伝えしますので、修正し再提出してください。

2 委託料の支払いについて

確認の結果、不備等がなければ、指定された口座へ委託料をお支払いします。

支払額は、計画作成1件につき7,000円です。

※2025年度の支払いは、計画に空欄がない場合のみに限ります。

第4章 よくあるご質問

NO	質問	回答
委託契約の内容について		
1	安芸高田市の委託内容は。	個別避難計画の作成をお願いします。 ①要支援者本人（又は家族）との面談の実施 ②要支援者本人の情報、支援実施に必要なこと等の計画様式への記入 ③委託料の請求
2	項目すべてを埋めないと委託料が支払われないのか。	2025年度は、項目すべてを埋めていただくことが条件となります。空欄がある場合、作成に着手されていても委託料のお支払いができませんのでご了承ください。
計画作成について		
1	名簿に掲載されている人以外で、計画作成希望者がいる。	要支援者本人の名簿登録や計画作成の状況をお調べするので、名前等を危機管理課へご連絡ください。状況によっては、計画作成が不要な場合もございます。 なお、名簿登録されていない場合、市HPから同意書をダウンロードして記入いただき、危機管理課まで提出してください。同意登録後、計画を作成していただきます。
2	避難先はどのように決定したら良いか。	要支援者本人や家族と相談し、ハザードマップや対象者の状況を勘案しながら決定してください。ハザードマップは、市HPからご確認ください。 また、p.8に指定緊急避難場所一覧を掲載していますので、ご活用ください。
3	避難先として、福祉施設を記入しても良いか。	福祉施設の受け入れは、発災後に各法人又は事業所と行政で調整します。そのため、あらかじめ計画に避難先としてご記入いただいても受け入れができない可能性があります。
4	支援者の範囲はどこまでか。	決まりはありませんが、対象者の状況をよく理解している方を想定しています。声かけなど、その

		他支援を実施できる方をご記入ください。
5	福祉専門職が支援者となっても良いか。	電話等での声かけも支援となるため、福祉専門職の方が支援者になることは可能です。
6	民生委員や地域とコンタクトをとりたい。	該当区域の民生委員は、市 HP で確認または社会福祉課へお問い合わせください。 市 HP URL : https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syakaihusi/chiikihukushi/ 自主防災組織は、危機管理課まで個別に問い合わせください。

【書類等提出先】

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田 791 番地 市役所第 1 庁舎 1 階

(相談支援事業所の方)

福祉保健部 社会福祉課

TEL:42-5615

(居宅介護支援事業所の方)

福祉保健部 保険医療課

TEL:42-5618

【制度に関する問い合わせ先】

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田 791 番地 市役所第 2 庁舎 2 階

危機管理監 危機管理課

TEL:42-5625